

平成22年4月7日

厚生労働省健康局結核感染症課

照会先: 中嶋、江浪

(電話) 090-7809-4661

※厚生労働省において一般の方からの
電話相談窓口を開設しております。

(10:00~18:00)

03-3501-9060

報道関係者 各位

新型インフルエンザ接種による健康被害の 申請状況(3月末現在)について

新型インフルエンザワクチンの予防接種については、平成21年10月19日から順次開始しているところでありますが、予防接種を受けたことにより、入院を必要とする程度の医療を受けた場合や、一定程度の障害が残った場合、亡くなられた場合については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成21年法律第98号)に基づき、医療費などの給付を受けることができます(平成21年12月4日より受付開始)。この制度に基づく給付の申請件数については、平成22年3月末現在、59件(41人)となっておりますのでお知らせします。

なお、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度」については、これまで、その制度について、厚生労働省ホームページの「新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度」^{注)}により、ご案内を行うとともに、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法等の施行について」(平成21年12月4日付け健発1204第6号)により、各自治体および医療機関に対し、国民の皆さまからの相談対応等について協力をお願いしているところです。

注): 厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度」
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/inful_06.html)

新型インフルエンザ接種による 健康被害の申請状況

○平成22年1月末現在（平成22年2月5日公表）

申請数 18件（15人）

○平成22年3月末現在（平成22年4月7日公表）

申請数 59件（41人）

※新型インフルエンザワクチンの予防接種については、平成21年10月19日から順次開始されており、予防接種を受けたことにより、入院を必要とする程度の医療を受けた場合や、一定程度の障害が残った場合、亡くなられた場合については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）に基づき、医療費等の給付を受けることができる（平成21年12月4日より受付開始）。